

## 第 3 号全課程（基本研修＋実地研修（現場演習を含む））の内容について

## 1 構成

別添「平成 29 年度福岡県喀痰吸引等研修（第 3 号研修）カリキュラム」参照

## (1) 基本研修

- ① 基本研修（講義） 2 日間 8.0 時間
- ② 筆記試験 1 日間 0.5 時間  
基本研修（講義）の修得状況の確認のため、次のとおり筆記試験を行います。
  - ・出題形式 択一式問題
  - ・出題数 20 問
  - ・試験時間 30 分
  - ・合格判定基準等 筆記試験の正解率が 9 割以上の受講者を合格とし、正解率が 9 割未満の講者は、基本研修（演習）に進むことができません。
- ③ 基本研修（演習） 1 日間 4 時間
  - ・口腔内の喀痰吸引（人工呼吸器装着者への手順）
  - ・鼻腔内の喀痰吸引（人工呼吸器装着者への手順）
  - ・気管カニューレ内部の喀痰吸引（人工呼吸器装着者への手順）
  - ・胃ろう又は腸ろうによる経管栄養（滴下及び半固形の手順）
  - ・経鼻経管栄養

喀痰吸引等を安全に実施できない場合は、実地研修課程に進むことができません。喀痰吸引については、人工呼吸器装着者（開放式＜着脱コネクタ>、開放式＜吸引用穴付きコネクタ>及び閉鎖式のコネクタすべてに対応）を対象とした手順で演習を行います。胃ろう又は腸ろうによる経管栄養については、滴下及び半固形に対応した手順で演習を行います。

## (2) 実地研修(現場演習含む)

次のうち必要な行為を、講師の評価において受講者が習得すべき知識及び技能を修得したと認められるまで行わなければなりません。

- ・口腔内の喀痰吸引（通常手順又は人工呼吸器装着者への手順）
  - ・鼻腔内の喀痰吸引（通常手順又は人工呼吸器装着者への手順）
  - ・気管カニューレ内部の喀痰吸引（通常手順又は人工呼吸器装着者への手順）
  - ・胃ろう又は腸ろうによる経管栄養（滴下の手順）
  - ・胃ろう又は腸ろうによる経管栄養（半固形の手順）
  - ・経鼻経管栄養
- } いずれか又は両方

## (3) 実地研修課程に必要な書類について

実地研修には、実地研修先の承諾書等が必要です。受講決定後、ご提出いただきます。

実地研修では、実際の利用者に対して、医療行為である喀痰吸引等を介護職員が行うことから、安全・適正に実施するため、必ず以下の書類をもって受講決定後に確認します。

- (1) 利用者（ご家族）の同意書の写し及び医師の指示書の写し
- (2) 喀痰吸引研修に対する実地研修先の承諾書

## ※ 実地研修先及び実地研修の講師について

実地研修は、受講者が所属する施設・事業所等で行うこととなります。

実地研修の修了前に、特定行為の対象である特定の者が退所するなどして、必要な行為がなくなつた場合は、第 3 号研修を修了することができません。

次に該当する者又は今年度の第 3 号講師養成課程を修了する者を実地研修の講師として確保しなければなりません。したがって、実地研修の講師になる者が今年度の第 3 号講師養成課程の受講を必要とする場合は、別途第 3 号講師養成課程に申し込む必要があります。

- ・「介護職員等によるたんの吸引等の実施のための指導者養成事業（特定の者対象）」について

- て」(平成23年9月14日障発0914第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)に定める指導者養成事業を修了した医師、保健師、助産師及び看護師
- ・平成24～25年度福岡県喀痰吸引等研修(第3号指導者養成研修)を修了した医師、保健師、助産師及び看護師
  - ・平成26～28年度福岡県喀痰吸引等研修(第3号講師養成課程)を修了した医師、保健師、助産師及び看護師

## 2 応募要件

福岡県内の施設・事業所等が「第3号全課程(基本研修+実地研修(現場演習含む))」、「第3号実地研修課程(現場演習含む)」及び講師確保のために必要となる「第3号講師養成課程」の受講希望者を取りまとめて申し込むこととし、受講希望者が次の①～⑥のいずれの要件も満たすこと。

- ① 受講を希望する者が特定の者に特定行為を実施しようとする者であること。
- ② 受講を希望する者が希望する研修の全課程を受講できること。
- ③ 特定行為の対象となる特定の者に対して実地研修を実施できること。
- ④ 取りまとめを行う施設・事業所等が実地研修の講師を確保できること。
- ⑤ 実地研修事前説明会(実地研修開始に伴う提出書類の審査・回収及びオリエンテーション)に参加が可能であること。

※開催日時・場所については別途ご案内いたします。

- ⑥ 提出書類審査会(修了証書及び認定証の交付に係る提出書類の審査・回収)への参加が可能であること。

※開催日時・場所については研修内にてご案内いたします。

※実地研修終了後に提出する下記の書類について審査会を実施します。

- ・現場演習評価票
- ・実地研修評価票
- ・実地研修日誌
- ・認定特定行為業務従事者認定証交付申請書
- ・社会福祉法及び介護福祉士法附則4条第3項各号の規定に該当しない旨の誓約書
- ・住民票の写し(発行から3ヶ月以内のもの)

## 3 募集定員

### [前期]

第3号全課程  
北九州会場 15人  
福岡会場 20人  
筑豊会場 15人

### [後期]

第3号全課程  
北九州会場 15人  
福岡会場 20人  
筑後会場 15人

(合計) 全課程：100人  
実地研修課程(現場演習含む)：100人

#### 4 研修日程及び会場

別添「平成 29 年度福岡県喀痰吸引等研修（第 3 号研修）カリキュラム」参照

#### 5 受講費用

##### (1) 「全課程」の受講希望者

- ① 受講料 無料
- ② 保険料 2,800 円（特定の方の人数により変わります）  
（内訳）スポーツ安全保険 800 円（基本研修（演習）時に適用）  
施設所有者賠償責任保険 特定の方 1 名につき 2,000 円（実地研修時に適用）

##### (2) 「実地研修課程（現場演習含む）」の受講希望者

- ① 受講料 無料
- ② 保険料 2,000 円（特定の方の人数により変わります）  
（内訳）施設所有者賠償責任保険 特定者 1 名につき 2,000 円（実地研修時に適用）

※ 申し込み後に、受講者又は受講者が所属する事業所の理由でキャンセルが発生した場合は、保険料の返金はありません。

#### 6 テキストについて

第 3 号研修（全課程）のテキストについては、実施機関では準備しませんので、下記ホームページよりダウンロードし、印刷の上、持参してください。

##### 【URL】

[http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/shougaishahukushi/kaigosyokuin/dl/text\\_all.pdf](http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaishahukushi/kaigosyokuin/dl/text_all.pdf)

平成 24 年度喀痰吸引等指導者講習事業（第三号研修指導者分）資料のうち、

##### 2 『喀痰吸引等研修テキスト（第三号研修）』

<高画質版> [http://www.pures.co.jp/h24\\_kakutan\\_t\\_all.pdf](http://www.pures.co.jp/h24_kakutan_t_all.pdf)